

資金移動業者の登録申請支援

資金移動業者を取り巻く環境は市場の発展とともに大きく変化しています。

2020年6月に公布された改正資金決済法に基づいて、第二種資金移動業者としての登録に加え、一定の要件を満たして認可を受けた第一種資金移動業者は、送金額の上限なく為替取引を提供することが可能になりました。

また、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）は、2022年10月7日、銀行などの預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を、資金移動業者へ拡大しました。2023年4月1日以降、労働基準法施行規則の一部を改正する省令公布により、厚生労働省より、資金移動業者からの指定申請の受付が開始され、賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、資金移動業者の口座への賃金支払が認められました。

さらに、2025年3月に金融庁は、資金決済法の改正案を公表しました。商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行について、国際的な要請を踏まえ、利用者保護やマネー・ローンダーリング等のリスクへの対応の観点から、原則として資金移動業の規制が適用されることとなりました。

あずさ監査法人では、資金決済に関する法律や政府令・事務ガイドラインおよび自主規制等を踏まえながら、関連する業界におけるベストプラクティス等に関する豊富な知見を基に、資金移動業者の登録申請を支援するアドバイザリーサービスを提供します。

資金移動業者の新規登録申請の審査等に係るプロセス

登録申請書の提出前に規制当局との事前相談があります。事前相談では当局より提示される質問票等に回答を記載した回答書等を提出し、補正等がなくなった後役員ヒアリングや訪問審査がある主要プロセスに進みます。主要プロセス完了後、登録申請書を提出すると受領されます。

- 第一種資金移動業は、第二種資金移動業で課される規制に加えて、業務実施計画の認可（法第四十条の二）を受けなければなりません。

審査が長期化する主な要因例

登録審査を円滑に進めるためには以下のような事態を避ける必要があり専門家のアドバイスを得ることは有用です。

- 外部専門家に申請関係書類の作成を依頼しており、その外部専門家が作成した雛形に依拠するだけで、自社の事業内容・計画等を踏まえた社内検討を行っていないケース
- 事業計画の妥当性について、合理的に説明できないケース
- マネロン・テロ資金供与対策について、定型的な回答にとどまり、リスク評価書に自社が提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証した形跡が見受けられないほか、具体的な取引時確認の手続や疑わしい取引の検知・判断・届出の手法等を示していないケース

第二種資金移動業者に係る規制および追加で求められる規制

第一種資金移動業者	デジタル給与の取扱い	全銀ネットへの接続
<p>資金決済に関する法律に基づく要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な滞留規制等 ・ 業務の提供方法 ・ システムリスク管理 ・ テロ資金およびマネー・ローンダーリング対策 ・ 為替取引の上限 ・ 為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針 ● 利用者に対する情報の提供 	<p>労働基準法関係法令に基づく要件 【賃金の確定な支払】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金保全：民間保険等による保証 ・ 換金性：適時の換金 ・ 不正引出しの対策・補償 など 	<p>業務方法書および関係規則に基づく要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>預金取扱金融機関または資金移動業者であること</u> ● <u>純資産の額が負の値ではないこと</u> ● 法令および業務方法書その他の規則に基づき内国為替業務を適切に遂行できる<u>経営管理体制および運用体制を整備していること</u> <p>事務ガイドラインに基づく要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用

第二種資金移動業者に係る規制

資金決済に関する法律に基づく要件

【利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行】

(例)

- ・ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
- ・ 取引時確認等の措置

- ・ 履行保証金の供託等

- ・ システムリスク管理

- ・ 業務継続体制

- ・ その他利用者保護等に関する措置 など

資金移動業登録申請支援サービスのご提供例

01

現状把握

02

ギャップ分析

03

態勢整備等

資金移動業者として展開を予定しているビジネスモデル・収益計画等を確認するとともに、現状の規制遵守態勢および今後の人員計画等についてヒアリングや資料閲覧等を通じて把握します。

- 展開する資金移動業の確認
- 現状の規制遵守に係る態勢の把握

政府令やガイドラインを含む金融庁公表資料、業界団体のガイドライン等をベンチマークとし、他社事例にも精通する専門家による比較・ギャップ分析を行います。

- 現状とのギャップ分析の実施
- ギャップ事項の特定および確認
- ギャップ事項に係る対応策の策定

洗い出された対応事項について、社内規程等の作成支援、内部管理等の規制遵守態勢構築に向けた助言および登録申請書類のレビュー等により登録申請を支援します。

- 登録申請書類のレビュー
- 関連規程類の整備支援
- 規制遵守態勢の構築に係る助言

有限責任 あずさ監査法人

金融統轄事業部 金融アドバイザリー事業部

ディレクター 保木 健次

E: kenji.hoki@jp.kpmg.com

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

kpmg.com/jp/fintech

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 25-5006

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.